

医療相談員（医療ソーシャルワーカー）について

医療相談員 中田 美枝子
滝原 愛生

近年、社会福祉や年金保険制度などの制度が次々と改変され、私たち国民の経済的負担などが増え続けている状況があります。そのような中、病気や障害を持ちながらの生活を余儀なくされている患者さまや、サポートするご家族をとりまく状況は厳しさを増すばかりです。医療ソーシャルワーカーは、そのような患者さまやご家族ができるだけ安心して治療に専念できるように支援する相談援助の仕事をしています。

主な業務内容は、療養中の心理的・社会的問題の解決や調整の援助、退院・社会復帰の援助、受診・受療援助などです（厚生労働省「医療ソーシャルワーカー業務指針」より）。具体的には、高額療養費制度とはどういう内容のものなのかといった情報の提供から、高齢や障害で介護が必要になったが何か利用できるサービスはないだろうかといった相談に、家族の状況や金銭的な問題を伺いながら最善の対策を一緒に考えています。ちなみに、「医療ソーシャルワーカー」という名の資格は今のところありません。当院では現在、社会福祉士（中田）と保健師（滝原）が相談業務を担当しています。

医療ソーシャルワーカーは、もともと医療・社会問題が深刻化した19世紀末から20世紀初頭にかけて貧しい労働者階級への対応策として英米で生まれたものです。



日本では1920年代、済生会本部病院や聖路加国際病院における医療ソーシャルワーカーの導入が始まりとされています。最初は、戦時下の社会情勢に阻まれるなど、医療ソーシャルワークはなかなか普及しなかったそうです。しかし戦後、占領軍兵士への結核の蔓延（まんえん）に対応するため、占領軍主導のもと保健所や国立療養所、病院に医療ソーシャルワーカーが置かれるようになり、その動きは結核患者を主な対象者としながら次第に民間病院にも広がっていきました。

当院の医療相談室にも、毎日様々な心配事を抱えた患者さまやそのご家族が相談にいらっしゃいます。利用することができる制度の情報提供や病院、福祉施設の紹介など、少しの支援で問題解決できるケースもあれば、患者さまやご家族の期待どおりにすべて円満解決といかない困難なケースも多々あります。問題解決のための適切な社会サービスが整備されていなかったり、サービスを利用するための利用条件を満たしていなかったりといった場合もあります。それでも、限られた社会資源（公的・民間サービス、諸制度、病院、施設、人、物等利用できるものすべて）を利用しながら厳しい現実に向き合っている

問題解決していく患者さまやご家族に、私たち相談員はいったいどれだけの支援ができるのか、どこまで患者さまやご家族の気持ちに寄り添うことができるのか、日々悩みながら相談業務にあたっています。

これからも必要に応じて市内外の病院・その他福祉施設や関係機関と連絡調整をはかりながら患者さまやご家族をサポートしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、当院には医療相談の他にベテランの看護師が看護相談を行っております。主に、医療的処置が必要な患者さまの在宅看護の方法に関する相談や、訪問看護ステーションとの連絡調整に応じておりますので、ご希望の際には1F エスカレーター下の医療相談室（地域医療連携室内）にお越しください。

<平成16年度の医療相談の状況>

・転院に関するもの（介護療養型医療施設や介護老人保健施設、その他の施設へ）

・・・146件

・介護サービスに関するもの（居宅介護支援センターや訪問看護ステーションとの連絡調整）

・・・180件

・社会保障・福祉相談に関するもの（社会保障制度・障害者福祉・児童福祉・生活保護など）

・・・56件

・医療に関するもの（かかりつけ医の紹介、入院・通院の際の心配事など）

・・・129件

・医療費に関するもの（高額療養費、分割払など）

・・・154件

・その他（診療についての疑問、問い合わせ、その他）

・・・289件

【合計件数・・・954件】

医療・看護相談のご案内

利用時間：月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

相談場所：医療相談室（地域医療連携室内）1階エスカレーター下

電話：0467 52 1111
（内線1199）